

少しずつ温かくなつて、山などへ出かける機会が増えてくる季節に気をつけなければいけないのが蜂刺されです。蜂はミツバチのような小型のものから、スズメバチのような大型のものまで、そのほとんどが毒を持っています。（日本でも危険な蜂はオオスズメバチです。）蜂に刺されても99.9％の人は刺された部位に腫れ、痛み、かゆみをみるぐらいで、冷たい水で冷やし、蜂の針や毒の囊を除去し、消毒し、鎮静剤を飲むくらいで十分です。

しかし、およそ0.1％の人ではショック状態がおこり、死に至ることがあります。いわゆるアナフィラキシー反応といわれるものです。この場合はすぐに救急車を呼んで病院へ搬送してください。過去に刺されたことのある方はショックに陥りやすいため特に注意が必要です。

蜂に刺された時の救急処置

応急処置

- ミツバチの場合は針を抜く。
※アシナガバチ、スズメバチは針は残しません。
- 幹部を絞りながら毒を水で洗い流す。
- 氷や冷水、濡れタオルなどで冷やす。

アナフィラキシー症状

- 気分が悪い（腹痛、下痢、悪寒、頭痛、めまい）全身に湿疹や熱、むくみ
- 重症化して息苦しい、物が飲めない、意識がはっきりしなくなる。

刺されないために

- 蜂は黒いものを攻撃しますので白いもので髪の毛を隠したり、白いものを着ると予防できます。
- 蜂が人を刺す、というのは危険を感じた時に起こります。巣に近寄ったり、巣の近くを急に走り出したり、ゆすったりしないようにしましょう。

いずれにしても蜂に刺されたら、医療機関へ行きましょう。できれば刺した蜂を持参すると治療薬選択に役立ちます。

＋ 5月12日は看護の日

「看護の日」は、近代看護を築いたフローレンス・ナイチンゲールの誕生日にちなみ制定されました。そして、12日を含む週の日曜日から土曜日までが「看護週間」となり気軽に看護にふれていただける楽しい行事が全国各地で行われます。

当病院でも毎年恒例の「看護の日」のイベントの開催を予定しています。

公立高島総合病院「看護の日」イベント
 平成22年5月12日（水）
 ▼時間 9時～11時30分
 ▼場所 高島病院正面玄関ホール
 ▼内容 身体測定（身長・体重・血管年齢測定など）
 妊婦体験
 各種相談（栄養相談・医療相談・薬剤相談）
 介護相談〔認知症の人と家族の会〕



昨年の看護の日イベントの様子

問 公立高島総合病院 ☎ (36) 0220 (代)

＋ 消化器内科・産婦人科が充実 最新内視鏡システム導入！

公立高島総合病院では、平成22年4月から厚生労働省の示す重点医療のうち、がん治療の一つである消化器内科を充実させました。京都大学の支援により、消化器内科専門医に常勤医師として勤務して頂いています。

また、産婦人科も常勤医2人体制となり、周産期医療もより充実しました。

さらに特定防衛施設周辺整備調整交付金により、最新の電子内視鏡システムおよび上部ファイバースコープ、下部ファイバースコープを整備しました。



電子内視鏡システム



上部ファイバースコープ



下部ファイバースコープ

国保年金あらかると

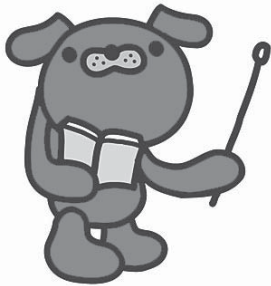
国民年金保険料の納付は「口座振替の早割制度」が**お得**です！

毎月の国民年金保険料の納付を、口座振替の早割制度（当月末振替）にすると、毎月15,100円の保険料が15,050円となり、月々50円お得です。

お申し込みは、口座振替を希望される郵便局、金融機関等または、大津年金事務所国民年金課までお願いします。

現在、口座振替で早割制度以外の振替方法を選択されている方がこの制度を希望される場合は、振替方法の変更手続きが必要です。

なお、口座振替の早割制度を申し込まれると、初回に原則2か月分（割引のない前月分と割引のある当月分）が振替になります。



口座振替

早割制度 （当月末振替）

毎月の保険料を当月末に振り替えます
 納期限（翌月末）よりも1ヶ月早く振り替えるため**保険料が月々50円割引**になります。

毎月納付 （翌月末振替）

毎月の保険料を翌月末に振り替えます。
 納期限（翌月末）の振り替えになるため、保険料の割引はありません。

納付書による納付

毎月納付

毎月の保険料を納付書で納付する場合は、保険料の割引はありません。
 ※前納を希望される場合は大津年金事務所までご連絡ください。
 ☎ 077 (521) 1789

ご存知ですか？ 「若年者納付猶予制度」

30歳未満の方で、本人と配偶者の収入が一定以下の場合、申請して承認されると、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

承認期間は、原則7月から翌年6月までです。（現在、申請されると承認期間は平成22年6月までとなります。）

なお、申請時に継続を希望されれば、翌年度以降の若年者納付猶予の申請が不要になります。（ただし、退職・天災等の特別の事情により承認された方、および前年度に申請して承認されなかった方を除きます。）

申請は、高島市役所保険年金課または最寄りの支所窓口まで。
 問 保険年金課 ☎ (25) 8137

※ 若年者納付猶予が承認された期間は、将来支給される「老齢基礎年金」の受給に必要な期間（受給資格期間）に算入されるほか、万一の場合に支給される「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」の受給資格期間にも算入されます。ただし、「老齢基礎年金」の年金額には反映しません。

※ 承認された期間は、10年以内であれば遡って納付することができます（追納といいます）。追納されるとその期間は保険料納付済期間となり、老齢基礎年金の額に反映されます。なお、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目からは当時の保険料に加算額がつきます。